(二)　特例公債を発行する場合においては、(一)に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努めることとした。(第四条関係)

3　その他

所要の経過措置を定めることとした。(附則第二条関係)

4　この法律は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（法律第一四号）(文部科学省)

1　学級編制の標準の改正

公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の同学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数の標準を四〇人（小学校第一学年は三五人）から三五人に引き下げることとした。(第三条第二項関係)

2　経過措置等

(一)　令和七年三月三一日までの間における一学級の児童の数の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第二学年から第六学年まで段階的に三五人とすることを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、四〇人とすることとした。(附則第二条第一項関係)

(二)　政府は、公立の義務教育諸学校における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、教員以外の教育活動を支援する人材（外部人材）を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとした。(附則第三条関係)

3　この法律は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第一五号）(農林水産省)

1　目的の見直し

我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和一二年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するための特別の措置を講じ、もって森林の適正な整備に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

2　定義

「特定間伐等」及び「特定母樹の増殖」の定義を改正し、「特定植栽事業」を定義した。(第二条関係)

3　基本指針の見直し

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針に定める事項に、特定植栽の実施を促進すべき区域の基準及び当該区域における特定植栽事業の実施に関する基本的な事項を加えることとした。(第三条第二項関係)

4　基本方針の見直し

都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針又は当該区域内における特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」と総称する。）に定めることができる事項に、特定植栽の実施を促進すべき区域、当該区域における特定植栽事業の実施方法に関する事項等を加えるとともに、これらの事項を定めた基本方針を定めようとするときは、都道府県知事は、関係市町村長の意見を聴かなければならないこととした。(第四条第三項及び第五項関係)

5　特定間伐等促進計画の見直し

その区域の全部又は一部が基本方針に定められた区域（以下「特定植栽促進区域」という。）内にある市町村にあっては、当該市町村の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）において、当該市町村の区域内にある特定植栽促進区域における特定植栽事業の実施方法及び実施の促進のための方策に関する事項を定めるものとした。(第五条第三項関係)

6　特定植栽事業計画の認定等

(一)　特定植栽促進区域内において基本方針に定められた特定植栽事業の実施方法に関する事項に基づいて特定植栽事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定植栽事業に関する計画（以下「特定植栽事業計画」という。）を作成し、都道府県知事による認定を受けることができることとし、都道府県知事は、当該特定植栽事業計画が基本方針に照らし適切なものである等の要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとした。(第一四条第一項及び第三項関係)

(二)　特定植栽事業計画には、特定植栽事業の目標、植栽する特定苗木の種類等を記載しなければならないこととした。(第一四条第二項関係)

(三)　都道府県知事は、特定植栽事業計画について(一)の認定をしようとするときは、当該特定植栽事業計画において特定苗木を植栽することとされている土地の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならないこととし、当該認定をしたときは、当該市町村の長に当該認定をした旨の通知をしなければならないこととした。(第一四条第四項及び第五項関係)

(四)　特定間伐等促進計画を作成した市町村の長が(三)の通知を受けたときは、当該通知の日において、当該通知に係る特定植栽事業計画のうち造林に関する事項に相当する部分に係る当該特定間伐等促進計画の変更がされたものとみなすものとし、当該市町村は、遅滞なく、その旨及び当該通知に係る特定植栽事業計画のうち造林に関する事項に相当する部分を公表しなければならないこととした。(第一四条第六項及び第七項関係)

(五)　認定を受けた特定植栽事業計画の変更及び認定（変更の認定を含む。）を受けた特定植栽事業計画（以下「認定特定植栽事業計画」という。）の認定の取消しについて規定した。(第一五条関係)

7　林業・木材産業改善資金の償還期間の特例

6の(一)の認定を受けた者（以下「認定特定植栽事業者」という。）が認定特定植栽事業計画に従って特定植栽事業を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金の償還期間（据置期間を含む。）を延長することとした。(第一六条関係)

8　伐採の届出の特例等

(一)　認定特定植栽事業者（伐採主体として認定特定植栽事業計画に記載された者が当該認定特定植栽事業者でない場合にあっては、その者）が認定特定植栽事業計画に従って行う立木の伐採については、森林法第一〇条の八第一項本文の規定は適用しないこととした。(第一七条第一項関係)

(二)　認定特定植栽事業者は、認定特定植栽事業計画に記載された(一)の伐採及び当該伐採後の植栽に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならないこととし、市町村の長は、(一)の者の行っている伐採又は当該伐採後の植栽が認定特定植栽事業計画に記載された事項に従っていないと認めるときは、その者に対し、その事項に従って伐採し、又は伐採後の植栽をすべき旨を命ずることができることとした。(第一七条第二項及び第三項関係)

9　施行期日

この法律は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第一六号）(内閣府本府)

1　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限（平成三三年三月三一日まで）を一〇年間延長し、令和一三年三月三一日までとすることとした。(本則関係)

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（法律第一七号）(国土交通省)

一　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正関係

1　本州と四国を連絡する鉄道施設及び本州と北海道を連絡する鉄道施設の改修に係る負担の見直し

(一)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に